

入札説明書

1 件名

千葉市立西の谷小学校の改修工事に伴う仮設校舎賃貸借

2 入札参加申請

(1) 申請期間

令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

書留郵便または持参

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

・入札参加申請書

・**「平成28年度以降に元請として、鉄骨造（プレハブ工法）の学校校舎の賃貸借契約を締結し、貸付完了した実績」**を確認できる書類（**契約書・仕様書の写し等**）

3 設計図書

(1) 交付期間

令和8年6月16日（火）午後5時まで

(2) 交付方法

千葉市公式サイト内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「その他」のページからダウンロード

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/other/index.html>

4 質問回答

(1) 受付期間

令和8年6月17日（水）から令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

設計図書とともに交付する「質問書」に記載して、次のメールアドレスへ提出すること。

【受付アドレス】 gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

質問書を提出した場合は、電話連絡にて電子メールの受信を確認すること。

【連絡先】 学校施設課 電話番号043-245-5921

期限までに提出がない場合は、「質問事項なし」と見なす。

(3) 回答日

令和8年6月24日（水）午後5時までに全ての入札参加申請した者へ電子メールで回答

（質問の無い場合には、「無い」旨をメールで通知する。）

5 入札手続き等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年7月1日(水)午後2時20分

場所 千葉市役所本庁舎高層棟10階 千葉市教育委員会事務局入札室

(2) 入札方法

入札者は、前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

(3) 入札時の提出書類

入札の際には、**入札書**のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

イ 積算内訳書

ウ 主任技術者等届出書

(4) 入札保証金

有もしくは契約規則第8条各号により免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) くじ引き

落札候補者となるべき同価格の入札が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

6 入札金額の算定

賃貸借料として、仮設校舎設置及び撤去に必要な経費(設計費、工事費、監理費)、備品賃貸借料のほか、賃貸借期間の金利の総額、損害保険料及び火災保険料等を含めて計上すること。

入札書には、賃貸借料の総額の110分の100に相当する金額(=消費税を除いた金額)を記載すること。

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

9 契約期間

契約期間と賃貸借期間は、別の期間になる。

仮設校舎の引渡し日は、賃貸借期間の初日（令和9年3月1日）までとする。

学校運営と改修工事の支障になるので、期日を厳守すること。

- ・契約期間：設置工事期間（実施設計を含む）＋賃貸借期間＋撤去工事期間
- ・賃貸借期間：仮設校舎を賃貸借する期間

10 原状の回復

賃貸借期間終了後、契約期間内に賃貸借物件を撤去し、原状に復旧すること。

11 賃貸借料の支払方法

契約書に添付する「支払表」のとおり、賃貸借料の支払は計5回とする。

（完了払。令和8年度～令和9年度の継続事業。）

最終支払回分は、撤去工事にかかる検査に合格した後に支払うものとする。

1か月あたりの賃貸借料は次のとおり算出し、端数が生じた場合は最終支払に合算する。

（算出方法）

月額＝賃貸借料の総額（消費税別）÷賃貸借月数 ※千円未満端数切捨て

消費税相当額＝月額×0.10

1か月あたり賃貸借料＝月額＋消費税相当額

（支払回数）初年度：1回払（初年度3月分まで）

次年度：4回払（3か月分）＋（3か月分）＋（3か月分）＋（1か月分）

12 契約保証金

契約保証金は、支払予定総額の10/100以上の金額とする。

保証期間は、契約期間とする。（賃貸借期間ではない。）

免除は、以下の場合のみとする。

- ・契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

13 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所高層棟10階）

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課 施設班

電話 043-245-5921

電子メールアドレス gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

以上